

（１）防災的土地利用の方針

土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害特別警戒区域（レッドゾーン、オレンジゾーン）については、居住を誘導する区域には含めないこととし、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域や津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域（イエローゾーン）については、必要な防災対策を具体的に講じるとともに、地震による建物の倒壊や道路閉塞、河川の氾濫やゲリラ豪雨等による浸水被害など、災害の種類や特性に応じ災害リスク評価を行うこととします。

また、防災拠点の周辺では、発災時に備えたオープンスペースを計画的に確保していきます。

（２）防災的施設整備の方針

緊急輸送道路や都市と集落をつなぐ重要な道路など、災害時にその機能の維持が必要な道路については、防災対策を推進します。

また、避難路や緊急輸送路としての都市計画道路の整備、緊急輸送道路等への対応としての無電柱化、避難地としての都市計画公園の機能強化やバリアフリー化等の整備、津波避難ビルの指定などを推進し、都市施設の計画的な整備による避難体系の確立に努めます。

（３）事前復興の備えの方針

平素から災害発生を想定しつつ、地域の問題点や課題等を把握した上で、被害後の復興事前準備やハード・ソフトの総合的な防災・減災対策の両面から対策を推進します。特に、災害リスクの低い区域へ都市機能や居住を誘導し、災害リスクの高い区域については土地利用規制等を検討するなど、適切な土地利用を図り、都市の防災性向上に努めます。

また、復興事前準備の取組み、津波避難計画の周知などに努めます。

6 計画の相互支援と管理

（１）計画の相互支援と管理

平成 12 年の都市計画法の改正以降、都市計画の決定手続きについて、多くの法的な手続きの主体は、国や県から、市町村に委ねられました。そのため、市町村は、自らが住民に対し、これまで以上に計画の透明性やわかりやすさを増す機会の創出や取組を重視し、継続していかなければなりません。

一方、都市計画区域マスタープランは、各都市計画区域のこれからの都市づくりの方針や都市計画の内容、今後の都市計画の進め方について県が決定することになっています。都市計画が市町村主体であることは言うまでもありませんが、「大分県の都市計画の方針」は県が調整したり、広域的な観点で自ら計画決定しなければならない内容も含まれています。このため、都市計画区域マスタープランの策定にあたっては、策定主体である県

のみならず、都市計画の主体である市町や住民等と協議しながら進めていくものとします。

県、市町は、都市計画をわかりやすく説明したり、計画を立てたりすることはもとより、これまで整理した都市の課題や対応案についてのステップアップをしていかなければなりません。これを「計画の相互支援と管理」として、県、市町、住民等と相互に支援しながら、また相互に管理しあいながら、よりよい計画に育てていきたいと考えています。

（２）計画の相互支援と管理の進め方

計画の相互支援と管理は、「調査・分析→課題の整理→方針の策定→施策の実施→調査・分析」というサイクルを繰り返し、少しずつ課題を解決していこうという考え方で行います。

まちづくりに関して、詳細な方針や具体的手法が提示されていない項目やそれらの周知や合意形成ができていないものについては、必要に応じて調査・分析を行い、その結果と都市計画区域マスタープランをもとに「進捗管理表」を作成します。

この「進捗管理表」のチェックと修正を県や市町などの行政機関や住民、市民団体、企業などの民間が協働で行っていきます。その活動のなかで都市づくりの方針をさらに明確にしたり、具体策を実施したりするなどのステップアップを相互に管理し、目的に向けた取り組みを継続していきます。

また、人口減少・高齢化が進む都市の成熟期にあつては、様々な主体が主役となり、自分達の地域の資源を活用し、地域の価値を高めるエリアマネジメントが重要であり、本県においても積極的に推進します。

（３）それぞれの役割分担

① 大分県の役割

都市計画区域マスタープランは策定後もより実効性のあるプランとして活用し、都市形成の根幹となるようフォローしていきます。このため、県は必要な調査・分析を市町と協働で行い、将来的な都市づくりのための説明材料となるように調査や分析の方法を十分考慮しながら行い、公開できるような取り組みを継続していきます。

② 市町の役割

都市計画区域マスタープランを都市計画、まちづくりの方針とします。

今後、各課題の解決を含め、プランのフォローアップに関して、各自治体において住民の公募による参加の場をつくり、都市計画区域マスタープランに基づくまちづくりを行っていかねばなりません。参加のしくみはいろいろありますが、例えば「都市(まち)づくり懇談会」があります。

「都市(まち)づくり懇談会」は、全エリアに関するものから、地域別あるいは市町丁目のような地区レベルに関する課題解決を行うなどの取り組みを推進しなければなりません。

さらに、これらを市町村マスタープランの策定の推進、まちづくり条例の策定などに発展させていきます。

③ 住民・市民団体・企業の役割

県、市町が提供する協議の場に積極的に参加し、必要な説明を受けながら、長期的視野に立った都市づくりのための提案や作業を行政とともに行っていってもらいたいと考えています。

また、景観や防災など、生活に身近な地域活動をきっかけに、地域内の連携を強化していくとともに、まちづくりや都市計画に関する関心を高め、実際に都市づくりの活動などに参加してもらいたいと考えています。